

福島第二原子力
発電所に関する
ご報告

2020. 07. 28

TEPCO



1 福島第二原子力発電所 廃止措置計画認可申請書の概要

今後の取り組み

福島第二原子力発電所の廃止措置計画認可申請書の提出について

▶ 概要

福島第二原子力発電所は1982年の1号炉運転開始以降、長きにわたり当社の電力安定供給の一翼を担ってまいりましたが、2019年7月に全号機の廃止を決定し、2020年5月29日、廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会に提出しました。

また、同日、楡葉町、富岡町及び福島県に対して安全確保協定に基づき廃止措置計画に係る事前了解願を提出しました。

今後は、廃止措置計画の認可に向けて、審査に適切に対応していくとともに、廃止措置に取り組んでまいります。

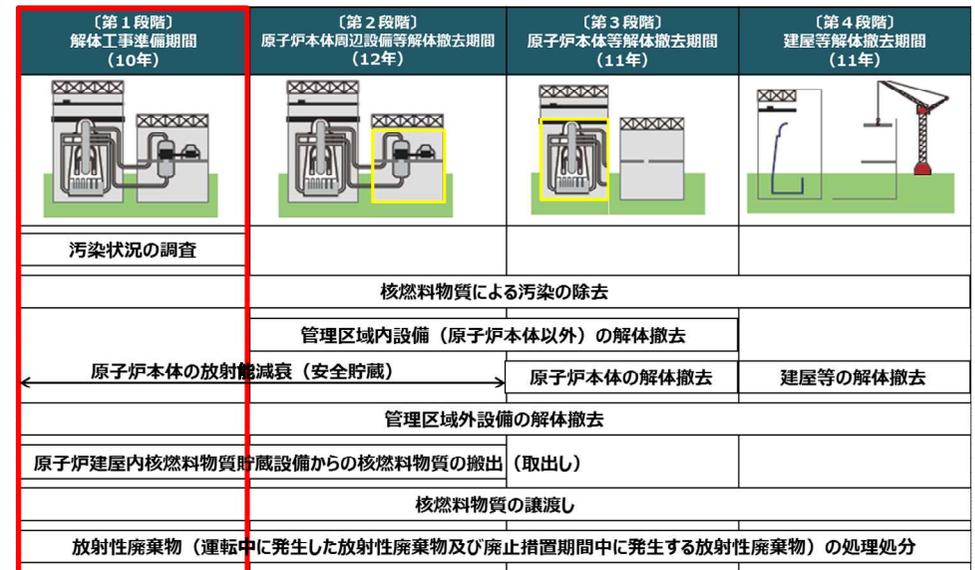
2019年 7月31日	全号炉の廃止を決定
2019年 9月30日	電気事業法に基づく発電事業変更届出書を経済産業大臣に提出
2020年 5月29日	廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会に提出

▶ 全体工程

福島第二（4基）の廃止措置期間は44年を見込んでおり、全体工程を4段階に区分して実施してまいります。

先般申請しました廃止措置計画には、第1段階である「解体工事準備期間（10年間）」に実施する具体的事項について記載します。第2段階以降については、第1段階において実施する汚染状況調査結果などを踏まえ、改めて廃止措置計画に反映し、変更の認可を受ける予定です。

将来導入する予定の使用済燃料乾式貯蔵施設については、改めて廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける予定です。



廃止措置の主な手順（4基計）

▶ 今後の見通し

申請した廃止措置計画については、原子力規制委員会より認可を取得するとともに、福島県、楡葉町、富岡町より安全確保協定に基づく事前了解をいただいた上で、廃止措置を開始してまいります。